

## 海員懲戒法時代（昭和元年～昭和 22 年）

### 1 汽船第一わかと丸転覆事件

汽船第一わかと丸（14総トン）が昭和5年4月2日、洞海湾で転覆し、乗客72名が死亡した。

第一わかと丸は若松市（現在の北九州市若松区）のえびす祭に訪れた参拝客などで定員超過の状態、左舷に傾斜したまま若松港を出航し、戸畑港に向け航行中、波浪の影響で動揺して転覆。この事故を機に若戸海底トンネル建設案が浮上、戦後になって若戸大橋建設となった。

海員審判については、昭和5年5月22日門司地方海員審判所で判決の言渡があったが、理事官及び被審人から控告がなされ、同年10月14日高等海員審判所で、いずれも棄却するとの控告審判決があった。

### 2 汽船屋島丸遭難事件

定期旅客船屋島丸（946総トン）が昭和8年10月20日和田岬沖合で台風のため沈没して旅客41名及び船員26名計67名が死亡し、旅客2名が行方不明となった。

本船は、大正4年英国で建造された鋼鉄船で船体は細長く、英国の砲艦として使用されていたが、上海で購入のうえ改造された船舶であった。

本件は、海員審判に付され、昭和9年2月10日大阪地方海員審判所で判決があった。

なお、本件は、業務上過失船舶覆没並びに業務上過失致死被告事件として、大審院まで争われた事件であった。

### 3 機船みどり丸汽船千山丸衝突事件

みどり丸（1,724総トン）と千山丸（2,775総トン）とが昭和10年7月3日香川県地蔵崎南東方の瀬戸内海で衝突し、その結果、みどり丸は沈没して旅客92人及び乗組員6人ができ死し、旅客8人及び乗組員1人が行方不明となった。

本件は、海員審判に付され、同年10月11日大阪地方海員審判所で第一審判決があったが、理事官及び被審人から控告があり、翌11年6月9日高等海員審判所で判決があった。

### 4 汽船第六垂水丸転覆事件

定期旅客船第六垂水丸（122総トン）が昭和19年2月6日鹿児島県垂水を出港しようとしたところ、栈橋付近で転覆沈没して旅客464人ができ死し、2名が行方不明となった海難である。なお、当時は戦争中であったため、新聞に数行報じられた程度であり世間に知られなかった。

本件は、同年7月17日門司地方海員審判所で判決があった。